

掲 示 用 重 要 事 項 ①

1. 事業者の概要

名 称	株式会社 トーカイ	代 表 者	代表取締役 小野木 孝二
所 在 地	岐阜県岐阜市若宮町九丁目16番地	連 絡 先	TEL.(058)263-5111(代表)
事業内容	健康生活サービス(福祉用具のレンタル・販売、住宅改修、病院のリネンサプライ、院内業務支援、寝具リース等)、調剤サービス、環境サービス(リースキン事業、ビルメンテナンス)等		
設立年月日等	設立 昭和30年7月21日、東京証券取引所 東証プライム上場 令和4年4月4日		

2. 運営方針

- ① サービスの提供に当たっては、ご利用者が要支援状態又は要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、ご利用者の心身の状態、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与、販売することにより、ご利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資すると共に、ご利用者を介護するご家族等の負担を軽減することを目的とします。
- ② ご利用者の意思及び人格を尊重して、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。また、ご利用者の人権擁護・虐待の防止等のため、当事業所の職員に対し研修を実施する等の措置を講ずると共に、サービス提供中に、虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに市町村(特別区を含む。以下同じ。)へ通報するものとします。
- ③ 地域との結びつきを重視し、ご利用者が居住される市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する方々との連携に努めるものとします。
- ④ 自らそのご提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- ⑤ 介護保険法令及びその関連法規等を、誠実に遵守いたします。

3. 当事業所の概要

事業所の名称	株式会社トーカイ 浜松支店	所 在 地	静岡県浜松市中央区高丘西三丁目45番23号
		電話番号	053(430)6652
ご提供するサービス	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売		
指 定 番 号	2277100448		
通常の事業の実施地域	浜松市・磐田市・掛川市・袋井市・周智郡森町・菊川市・湖西市・島田市・御前崎市		

4. 当事業所の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日まで。但し、祝日及び12月31日～翌年1月3日を除く。なお、土曜日及び祝日に関しては、事前連絡により対応可能です。	但し、営業日外や営業時間外であっても、事前連絡により対応可能な場合がありますので、担当営業員などにお問い合わせください。
営 業 時 間	午前8時30分～午後5時30分	

5. 当事業所の職員体制

職 種	員 数	職 務 内 容
管理者	1 名(常勤/但し、福祉用具専門相談員と兼務)	・当事業所の職員の管理、及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。

福祉用具専門相談員	2 名以上 (常勤/但し、1名は管理者と兼務。他は全て専従)	・ご利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、指定(介護予防)福祉用具貸与、指定特定(介護予防)福祉用具販売の目標及び当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した(介護予防)福祉用具貸与計画、特定(介護予防)福祉用具販売計画を作成します。 ・商品の納品、組み立て、ご利用者の身体状況に合わせた調整、使用方法の説明等、サービスにおける業務全般を行います。 ・定期的にご利用者宅を訪問し、福祉用具の使用状況の確認や商品のメンテナンス等のアフターサービスを行います。
事務員	3 名(全て常勤・専従)	・電話による受注、商品の手配、請求、経理事務等を行います。

6. 取り扱う種目

【(介護予防)福祉用具貸与】 車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト(つり具の部分を除く。)及び自動排泄処理装置(交換可能部品を除く。)の計13種目

【特定(介護予防)福祉用具販売】 腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、排泄予測支援機器、入浴補助用具、簡易浴槽及び移動用リフトのつり具の部分、スロープ、歩行器、歩行補助つえの計9種目

7. サービス内容

(1) (介護予防)福祉用具貸与の場合

① (介護予防)福祉用具貸与計画の作成

当事業所の福祉用具専門相談員が、ご利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定(介護予防)福祉用具貸与の目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した(介護予防)福祉用具貸与計画を作成します。

その作成に当たっては、福祉用具専門相談員が、その内容について、ご利用者又はそのご家族に対して説明を行い、ご利用者の同意を得るものとします。

また、(介護予防)福祉用具貸与計画を作成した際には、その福祉用具貸与計画をご利用者及びそのご利用者に係る介護支援専門員に交付します。

② 福祉用具の情報提供

(介護予防)福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、且つ使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じると共に、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料金等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとします。

③ 福祉用具の納品

納品の日時は、ご利用者等のご希望に沿ってご相談させていただきます。

納品に際しては、ご利用者の身体状況等に応じて福祉用具の調整を行うと共に、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書をご利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じてご利用者に実際に当該福祉用具を使用していただきながら使用方法の指導を行います。

④ アフターサービス

定期的若しくはご利用者等からのご要請等に応じてご利用者宅を訪問し、貸与した福祉用具の使用状況を